

事 務 連 絡
令和3年(2021年)3月29日

就労移行・就労継続支援事業所 各位

八王子市福祉部障害者福祉課

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う在宅サービス利用要件の見直しについて

平素より、本市障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき感謝いたします。

標記の件について、新型コロナウイルス感染症への対応として令和2年度に限って臨時的に在宅サービスでの利用要件を緩和した取り扱いを行っていましたが、令和3年度以降は常時の取扱いとなります。つきましては、本市の取扱いを下記のとおり連絡します。

記

1. 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援A型・B型

2. 内 容

在宅でのサービス利用を希望する者であって、事業所要件を満たし、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると本市が判断した利用者については、在宅での支援を認めます。

また、在宅と通所による支援を組み合わせることも可とします。

3. 届 出 等

在宅でのサービスを利用する場合は、事業所より別紙「在宅サービス利用に係る支援内容届出書」を電子メールで提出してください。提出いただいた届出書を確認し、支援内容が不相当と認められる場合のみ、2週間以内に事業所へ本市から連絡いたします。

※上記連絡をするまでの間に実施した支援については請求対象としますが、後日、支援内容が不相当等の理由で、サービス利用が不可となった場合は、連絡日以降の在宅でのサービス利用を中止するか内容を修正していただく場合があります。

なお、在宅でのサービス利用を終了する場合は、電話にてご連絡ください。

4. 事業所要件等

別紙「在宅サービス利用に係る支援内容届出書」チェックシートを確認してください。

5. そ の 他

新たな制度となるため、令和2年度までに、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、在宅でのサービス利用中の利用者についても、改めて届出をお願いします。

本取り扱いは令和3年(2021年)4月1日より開始します。

【提出・連絡先】

福祉部障害者福祉課援護担当

TEL:042-620-7367

E-mail :b440600@city.hachioji.tokyo.jp